

●香川県告示第143号

平成19年香川県告示第513号（港湾施設（小型船舶用泊地）の供用開始）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から施行する。

平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分	港湾名	港湾施設の種類	名称	位置	泊地区分
引田港	水域施設 （小型船舶用泊地）	略			引田港	水域施設 （小型船舶用泊地）	略		
”	”	中防波堤1号前泊地	”	<u>C</u>	”	”	中防波堤1号前泊地	”	<u>B</u>
略					略				
白鳥港	略				白鳥港	略			
略					略				
”	”	新川東防波堤前泊地	”	<u>C</u>	”	”	新川東防波堤前泊地	”	<u>B</u>
”	”	新川西防波堤前泊地	”	<u>C</u>	”	”	新川西防波堤前泊地	”	<u>B</u>
略					略				
”	”	新川第4護岸前泊地	”	<u>C</u>	”	”	新川第4護岸前泊地	”	<u>B</u>
三本松港	略				三本松港	略			
”	”	けい船岸前泊地	”	<u>C</u>	”	”	けい船岸前泊地	”	<u>B</u>
略					略				
丸亀港	略				丸亀港	略			
略					略				
”	”	新浜けい船岸前泊地	丸亀市蓬萊町地先	<u>C</u>	”	”	新浜けい船岸前泊地	丸亀市蓬萊町地先	<u>B</u>
”	”	新浜東部護岸前泊地	丸亀市新浜町1丁目地先	<u>C</u>	”	”	新浜東部護岸前泊地	丸亀市新浜町1丁目地先	<u>B</u>

略				
”	”	蓬莱塩田2号護岸 前泊地	丸亀市蓬莱町地 先	<u>C</u>
略				

略				
”	”	蓬莱塩田2号護岸 前泊地	丸亀市蓬莱町地 先	<u>B</u>
略				